

実技試験（資産設計提案業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア) × (イ) × (ウ) × (エ) ○

- (ア) × 投資助言・代理業の登録を受けていないFPは、特定企業の株式の具体的な投資判断や助言を行ってはならない。
- (イ) × 税理士資格のないFPは、無償であっても相談者の具体的な税額計算を行ってはならない。
- (ウ) × 社労士資格のないFPは、有償で行政提出書類の申請代行を行ってはならない。
- (エ) ○ 生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていないFPでも、一般的な保険商品の説明はできる。

問2 正解 4

ファイナンシャル・プランニングのプロセス（6ステップ）は、以下のとおり。

- (カ) 顧客に対し、ファイナンシャル・プランニングで提供できるサービス内容や報酬体系、顧客とファイナンシャル・プランナーの互いの責任範囲などを説明する。

↓

(ウ) 面談などを通じて、現状における顧客および家族の情報、財政的な情報等を収集し、顧客の財政的な目標を明確にする。

↓

(オ) 顧客のキャッシュフロー表などを作成し、顧客の将来における財政上の問題点等を明らかにし、解決方法を検討する。

↓

(イ) 顧客の目標を達成するための解決策等を提示した提案書を作成して説明をする。

↓

(ア) 顧客が決定したプランに従い、目的に合った金融商品やサービスの提示や取引の支援、または専門家の紹介等を行う。

↓

(エ) 家族構成など顧客を取り巻く環境や社会情勢の変化、および税制や法律の改正等の内容に応じ、定期的にプランの見直しを行う。

【第2問】

問3 正解 3

経済指標	内容
国内総生産 (GDP)	一定期間中に国内で生み出された財およびサービスなどの付加価値の合計。ここから物価の変動による影響を取り除いたものを(ア 実質)GDPという。
(イ 消費者物価指数)	全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を示した指標。調査結果は各種経済施策や公的年金の給付水準の改定などに利用されている。

問4 正解 0.024 (%)

＜資料＞より

- ・表面利率：年0.10%
- ・購入価格：100.60円
- ・償還価格：100.00円
- ・残存期間：8年

以上から最終利回りを求める。

$$\text{最終利回り (\%)} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{償還価格} - \text{購入価格}}{\text{残存期間 (年)}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{最終利回り (\%)} &= \frac{0.10 + \frac{100.00 - 100.60}{8}}{100.60} \times 100 \\ &= 0.0248\cdots \text{ (小数点以下第4位切捨て)} \rightarrow \underline{0.024\%} \end{aligned}$$

問5 正解 67,960 (円)

トータルリターンの金額
 =①評価金額+②累計受取分配金額(税引き後)+③累計売付金額-④累計買付金額

- ①評価金額＝評価基準日の基準価格×口数
 =14,050円/1万口×100万口/1万口=1,405,000円
- ②累計受取分配金額＝保有期間中の受取分配金額×口数
 =120円/1万口×100万口/1万口=12,000円
- ④累計買付金額＝購入時の基準価格×口数+ (購入時の基準価格×口数) ×購入時手数料 (%)
 =13,200円/1万口×100万口/1万口+ (13,200円/1万口×100万口/1万口) ×2.2%
 =1,320,000円+29,040円=1,349,040円

※設例に「換金をせずに」とあるため、③累計売付額はなし。

よって①+②-④=1,405,000円+12,000円-1,349,040円=67,960円

問6 正解 2

- ・ G Y株式会社とG Z株式会社の株価をP E R（株価収益率）で比較した場合、
（ア G Y）株式会社の方が割安といえる。
- ・ G Y株式会社とG Z株式会社の効率性をR O E（自己資本利益率）で比較した場合、
（イ G Z）株式会社の方が効率的に利益を上げているといえる。

<解説>

(ア)
$$P E R \text{ (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

- ・ G Y社 株価4,650円、1株当たり当期純利益186円であるため

$$P E R = \frac{4,650}{186} = \underline{25 \text{ (倍)}}$$

- ・ G Z社 株価12,020円、1株当たり当期純利益432円であるため

$$P E R = \frac{12,020}{432} = \underline{27.824 \text{ (倍)}}$$

G Y社 : 25 (倍) < G Z社 : 27.824 (倍)

よってG Y社の方が割安である。

※P E Rは低い値の方が割安である。

(イ)
$$R O E \text{ (自己資本利益率)} = \frac{1 \text{ 株当たり当期純利益}}{1 \text{ 株当たり自己資本}}$$

- ・ G Y社 1株当たり当期純利益186円、1株当たり自己資本2,650円であるため

$$R O E = \frac{186}{2,650} \times 100 = \underline{7.018 \text{ (\%)}}$$

- ・ G Z社 1株当たり当期純利益432円、1株当たり自己資本4,420円であるため

$$R O E = \frac{432}{4,420} \times 100 = \underline{9.773 \text{ (\%)}}$$

G Y社 : 7.018 (%) < G Z社 : 9.773 (%)

よってG Z社の方が効率的に利益を上げている。

※R O Eは値の高い方が効率的である。

【第3問】

問7 正解 900 (㎡)

延べ面積の最高限度は容積率を用いて計算するが、設例のように、前面道路の幅員が12m未満の場合は次の1) 2) のうち小さいほうが限度となる。

- 1) 都市計画により定められた容積率（指定容積率）
2) 前面道路の幅員×法定乗数

1) 30/10

2) $10\text{m}^{(*)} \times 4/10 = 40/10 > 1) 30/10$ したがって、30/10を適用する。

(※) 道路幅員は広い方をとる。

延べ床面積の最高限度 $= 300\text{m}^2 \times 30/10 = \underline{900\text{m}^2}$

問8 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)○ (エ)×

(ア)○ 所有権に関する事項は、権利部の甲区に記載される。

(イ)○ 記載されている抵当権には下線が引かれているため抹消事項である。

(ウ)○ 記載事項により当初の債権額は3,000万円であることがわかる。

(エ)× 登記事項証明書は、誰でも交付の請求をすることができる。

問9 正解 2

価格の種類	公示価格	基準地 標準価格	相続税路線価	固定資産税評価額
所管	国土交通省	都道府県	国税庁	市町村 (東京23区は東京都)
評価時点	毎年 1月1日	毎年 7月1日	毎年 (ア 1月1日)	原則として基準年度の前年の 1月1日。 (イ 3年)に1度評価替え
評価割合	—	—	公示価格の 80%程度	公示価格の (ウ 70%)程度

問10 正解 395,000 (円)

不動産所得＝総収入金額－必要経費（支出）

＝賃料収入－（ローン返済金額利息^(※)＋管理費等＋管理業務委託費＋火災保険料
＋固定資産税＋修繕費＋減価償却費）

＝156万円－（40万円^(※)＋15万円＋85,000円＋1万円＋13万円＋6万円＋33万円）

＝395,000円

(※) ローン返済金額のうち元金部分は必要経費とならない。

【第4問】

問11 正解 (ア) 21 (万円) (イ) 1,070 (万円) (ウ) 3,820 (万円)

- ・大輔さんが現時点で、肺炎で20日間入院し（手術は受けていない）、退院日の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 21）万円である。
- ・大輔さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため42日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 1,070）万円である。
- ・大輔さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 3,820）万円である。

<解説>

（ア）肺炎により入院した場合、下記の給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>		
疾病入院特約	入院5日目から	日額5,000円
<保険証券2>		
疾病入院給付金	入院1日目から	日額5,000円
通院給付金	入院1日目から	日額3,000円

$$5,000円 \times (20 - 4) \text{日} + 5,000円 \times 20 \text{日} + 3,000円 \times 10 \text{日} = \underline{21 \text{万円}}$$

（イ）がんによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>		
三大疾病保障定期保険特約		1,000万円
疾病入院特約	入院5日目から	日額5,000円
手術給付金		入院給付金日額の40倍
<保険証券2>		
疾病入院給付金	入院1日目から	日額5,000円
手術給付金		10万円

$$1,000万円 + 5,000円 \times (42 \text{日} - 4 \text{日}) + 5,000円 \times 40 \text{倍} + 5,000円 \times 42 \text{日} + 10 \text{万円} \\ = \underline{1,070 \text{万円}}$$

(ウ) 交通事故で即死した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>	
終身保険金額	300万円
定期保険特約	2,000万円
三大疾病保障定期保険特約	1,000万円
傷害特約	500万円
<保険証券2>	
死亡保険金	20万円

$$300万円 + 2,000万円 + 1,000万円 + 500万円 + 20万円 = \underline{3,820万円}$$

問12 正解 4

- (ア) 延長（定期）保険に変更し継続するイメージ図
- (イ) 払済保険に変更し継続するイメージ図
- (ウ) 減額し継続するイメージ図

問13 正解 2

- ・リビングニーズ特約は、（ア 原因にかかわらず）被保険者の余命が（イ 6ヵ月）以内と医師により診断されたときに、死亡保険金の一部または全部を保険金として受け取ることができる特約です。
- ・請求できる金額は、保険金額の範囲内で1被保険者当たり（ウ 3,000万円）が限度となります。
- ・リビングニーズ特約の請求により被保険者が受け取った保険金は（エ 非課税）となります。

問14 正解 （ア）× （イ）○ （ウ）× （エ）○

- （ア）× エコノミー型（車対車＋A）の車両保険は、他車との接触事故等のみの補償となるため、単独事故の場合は補償の対象とならない。
- （イ）○ プランB、プランCは、人身傷害保険が付帯されているため、過失割合に関わらず、治療費用が保障の対象となる。
- （ウ）× プランA、プランBは運転者年齢条件が「35歳以上補償」のため、19歳の長女の起こした事故は補償の対象とならないが、プランCは、「運転者年齢条件なし」のため、補償の対象となる。
- （エ）○ プランCは個人賠償責任特約が付帯されているため、自転車での事故も補償の対象となる。

【第5問】

問15 正解 63（万円）

総所得金額＝不動産所得＋雑所得

- ・ 不動産所得の金額＝収入－経費－青色申告特別控除額
＝84万円－11万円－10万円
＝63万円
老齢基礎年金は、雑所得となる。
- ・ 雑所得の金額＝収入金額（年金額）－公的年金等控除額
＝72万円－110万円^(※)＝0万円（所得なし）
（※）＜速算表＞より 72万円 → 330万円未満であるため、控除額は110万円。
なお遺族厚生年金は非課税である。
- ・ 総所得金額＝63万円

問16 正解 1

減価償却費＝取得価額×定額法の償却率^(※1)×9月/12月^(※2)

（※1）届出しない場合の法定償却方法は、定額法となる。

（※2）事業供用月数で月割り按分する。

減価償却費＝60万円×0.200×9/12＝90,000円

問17 正解 1

退職所得＝{退職一時金－退職所得控除額^(※)}×1/2

（※）800万円＋70万円×（勤続年数－20年） 勤続年数1年未満の端数は切り上げ

- ・ 退職所得＝{2,500万円－1,990万円^(※)}×1/2＝255万円
（※）800万円＋70万円×（37年－20年）＝1,990万円
- ・ 36年9ヶ月 → 37年

問18 正解 （ア）○ （イ）× （ウ）○ （エ）○

- （ア）○ 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれない額は、翌年度の個人住民税から控除することができる。
- （イ）× 本人が単身赴任をしても、配偶者や扶養親族が居住要件を満たせば、住宅ローン控除の適用が受けられる。
- （ウ）○ 住宅ローン控除は、2年目以降は年末調整で適用を受けられる。
- （エ）○ 繰上げ返済の結果、返済期間が10年未満となった場合、住宅ローン控除の適用は受けられない。

【第6問】

問19 正解 2

普通借地権評価額＝路線価×奥行価格補正率×地積×借地権割合

よって、250千円^(※)×1.00×660m²×70% となり2が正しい。

(※) 路線価は千円単位である。

問20 正解 5,200(万円)

相続税の課税価格の合計額は以下の通りである。

	評価額	備考
土地	1,200万円	評価減特例適用後
建物	800万円	
現預金	2,000万円	
死亡保険金	1,500万円	非課税控除後 ^(※)
債務および葬式費用	▲300万円	控除
合 計	5,200万円	

(※) 生命保険金等の非課税限度額＝500万円×法定相続人の数

法定相続人は、配偶者、長男、二男の3人となる。

よって生命保険金等の非課税限度額＝500万円×3人＝1,500万円

死亡保険金の課税価格＝3,000万円－1,500万円＝1,500万円

問21 正解 2

税額＝(贈与を受けた額－配偶者控除2,000万円－基礎控除額110万円)×税率^(※)

2021年の税額＝(2,450万円－2,000万円－110万円)×20%－25万円^(※)
 ＝43万円

(※) 配偶者は直系尊属ではないため、＜速算表＞(ロ)上記(イ)以外の場合(一般贈与財産、一般税率)を用いる。

問22 正解 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 6 (エ) 8

青山さん：「2021年11月にマンションを購入する契約をしたいので、『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』制度を利用して資金援助を受けたいと考えています。」

谷口さん：「非課税の適用を受けるためには、いくつかの要件があります。例えば、取得したマンションの専有部分の床面積が、40㎡（所得要件あり）以上（ア 240㎡）以下であることなどです。」

青山さん：「床面積の要件は満たしているので大丈夫そうですね。あと、資金援助について祖父からの贈与を検討していますが、両親以外の者からの贈与であってもこの制度を適用することはできますか。」

谷口さん：「祖父からの資金援助については、この特例制度の適用を（イ 受けることができます。）。」

青山さん：「この特例制度の適用を受けたい場合、他に気を付けることはありますか。」

谷口さん：「例えば、贈与税の確定申告の期間は、原則として、贈与を受けた年の翌年（ウ 2月1日）から3月15日までとなります。」

青山さん：「納税額が0円の場合でも、贈与税の確定申告が必要ですか。」

谷口さん：「（エ その場合でも、申告が必要です。）。」

【第7問】

問23 正解 610（万円）

$$\text{〇年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$4 \text{ 年後の基本生活費 } 586 \text{ 万円} \times (1 + 0.01)^4 = 609.79 \cdots \rightarrow \underline{610 \text{ 万円}}$$

問24 正解 886（万円）

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2021 \text{ 年の金融資産残高} = 862 \text{ 万円} \times (1 + 0.01) + 15 \text{ 万円}^{(*)} = 885.62 \rightarrow \underline{886 \text{ 万円}}$$

$$(*) \text{ 2021 年年間収支} = 686 \text{ 万円} - 671 \text{ 万円} = 15 \text{ 万円}$$

問25 正解 2

1. ○ 日本学生支援機構の奨学金には、「予約採用」、「在学採用」の他、「緊急採用」、「応急採用」がある。
2. × 利息が付かない「第一種」と利息が付く「第二種」がある。逆の記述である。
3. ○ 貸与型奨学金には、返済が厳しくなった場合の救済制度がある。
4. ○ 給付型奨学金の支給金額は、収入基準や、国公立・私立別などによって定められている。

【第8問】

問26 正解 2,826,000 (円)

将来の目標額から現在の必要額を求めるには「将来の目標額×現価係数」で計算する。
 $300\text{万円} \times 0.942$ (年利1.0%、6年の現価係数) = 2,826,000円

問27 正解 346,000 (円)

借入金額から、元利均等返済における毎年の返済額を求めるには、「現在の額×資本回収係数」で計算する。

$200\text{万円} \times 0.173$ (年利1.0%、6年の資本回収係数) = 346,000円

問28 正解 480,000 (円)

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。

$500\text{万円} \times 0.096$ (年利1.0%、10年の減債基金係数) = 480,000円

【第9問】

問29 正解 4

- ・外貨ベースの税引き後元利合計

$10,000\text{米ドル} \times \{1 + (0.03 \times 1\text{ヵ月}/12\text{ヵ月} \times 0.8)\} = 10,020\text{米ドル}$

※利息は月単位で計算するため、年利率3.0%に1ヵ月/12ヵ月を乗じている。

※利息額の20%が所得税・住民税として源泉徴収されるため、0.8を乗じている。

- ・円ベースの税引き後元利合計 (外貨から円転する場合はTTBレートを使う)

$10,020\text{米ドル} \times 103.00\text{円} = \underline{1,032,060\text{円}}$

問30 正解 (ア) 9 (イ) 3 (ウ) 6

< i D e C o とつみたて N I S A の概要 >

	i D e C o	つみたて N I S A
運用対象	定期預金、生命保険、投資信託等	所定の要件を満たす株式投資信託、E T F
年間拠出・投資限度額	企業年金がない会社員27.6万円、自営業者(ア 81.6)万円(国民年金基金掛金等との合算)、公務員14.4万円など、加入者の区分によって異なる	新規投資額で毎年40万円
非課税期間	運用期間中は運用益が非課税	最長(イ 20)年
運用資金の引出し	原則(ウ 60)歳までは中途引出しができない	いつでも引出し可

問31 正解 3

住宅ローンの繰上げ返済は、毎月返済額とは別に行う返済である。120回返済後の残高21,124,151円を起点に、そこからさらに100万円返済した額に近い返済回数の残高を探す。

$$21,124,151円 - 100万円 = 20,124,151円$$

但し「返済額は100万円を超えない範囲での最大額」とあるので、20,124,151円を下回らない残高の返済回数までとなる。→ 134回の20,189,405円が該当。

$$\text{返済回数}134\text{回} - 120\text{回} = 14\text{回 (月)} \rightarrow \underline{1\text{年}2\text{ヵ月}}$$

問32 正解 9,180 (円)

- ・設例より地震保険の保険金額は火災保険の50%であるので
 $1,000万円 \times 50\% = 500万円$
- ・＜資料＞より、埼玉県にあるイ構造の地震保険金額100万円当たりの年間保険料は、2,040円であることがわかる。
- ・地震保険料 $= 2,040円 \times 500万円 / 100万円 = 10,200円$
- ・建築年割引10%が適用されるので、 $10,200円 \times (1 - 0.1) = \underline{9,180円}$

問33 正解 (ア) × (イ) × (ウ) ○ (エ) ○

「会社を退職するなどして被保険者の資格を失ったときは、一定の条件のもとで任意に被保険者資格を継続することができます。これを任意継続被保険者といいます。任意継続被保険者となるためには、次の要件を満たす必要があります。

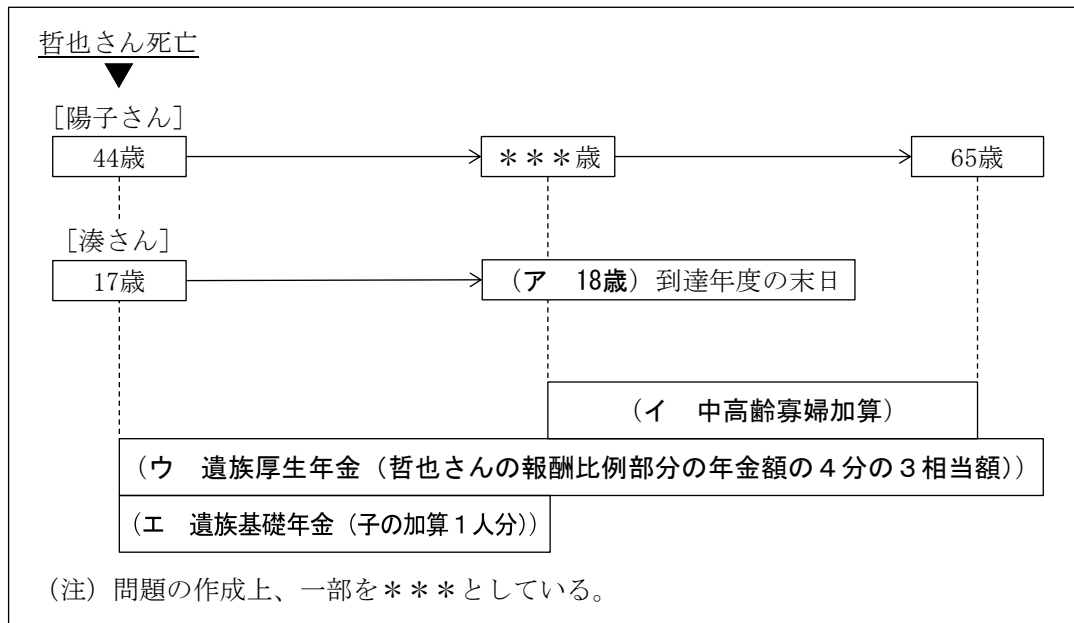
- 1) 資格喪失日の前日まで継続して (a 2ヵ月以上) 被保険者であったこと
- 2) 資格喪失日から (b 20日以内) に被保険者になるための加入手続きをすること
任意継続被保険者としての加入期間は、任意継続被保険者となってから (c 2年間) です。なお、任意継続被保険者の保険料は、その (d 全額) を自己負担することとなります。」

<解説>

(ア) 6ヵ月以上ではなく、2ヵ月以上である。

(イ) 10日以内ではなく、20日以内である。

問34 正解 (ア) 1 (イ) 9 (ウ) 6 (エ) 4



<解説>

遺族基礎年金は、子が18歳到達年度の末日まで支給される。その後は、一定の要件のもと厚生年金より中高齢寡婦加算が65歳まで支給される。なお遺族厚生年金は、死亡した夫の報酬比例部分の年金額の4分の3相当額が支給される。

【第10問】

問35 正解 7,660（万円）

＜小田家のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	300万円
預貯金等	4,870万円	自動車ローン	220万円
株式・投資信託	230万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	840万円	負債合計	520万円
事業用資産（不動産以外）			
器具・備品等	160万円		
不動産			
土地（自宅の敷地）	1,240万円	〔純資産〕	(ア 7,660) 万円
建物（自宅の家屋）	540万円		
その他（動産等）	300万円		
資産合計	8,180万円	負債・純資産合計	8,180万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．小田家の財産の状況〔保有資産（時価）〕〔負債残高〕〔生命保険〕から、小田家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は8,180万円、負債合計は520万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も8,180万円となる。
- ③ 純資産を求める。

$$\text{純資産} = \text{資産合計} - \text{負債合計} = 8,180 \text{万円} - 520 \text{万円} = \underline{7,660 \text{万円}}$$

問36 正解 （ア）○ （イ）× （ウ）○

- （ア）○ 中小法人の所得金額の年800万円以下の部分の税率は15%である。
- （イ）× 法人の青色申告には、個人のような65万円の青色申告特別控除の適用はない。
- （ウ）○ 資本金1,000万円未満の法人は、設立後最初の事業年度は消費税の免税事業者となる。

問37 正解 4

「現時点（2021年9月1日）で啓介さんが交通事故等の不慮の事故で死亡した場合、啓介さんの死亡により支払われる死亡保険金と小田家（啓介さんと翔子さん）が保有する預貯金等および株式・投資信託の合計額から、返済すべき負債の全額を差し引いた金額は（ア 9,280万円）になります。」

<解説>

死亡保険金（①）＋預貯金・株式・投資信託等（②）－返済すべき負債（③）＝残額

① 死亡保険金は、[資料3：生命保険] 保険金額より集計する。

1,000万円＋200万円＋2,000万円＋300万円＋300万円^(※1)＋600万円^(※2)
＝4,400万円

(※1) 注3より終身保険Cにおける災害割増特約の300万円を加算する

(※2) 注4より一時払い保険料相当額500万円より、解約返戻金相当額600万円の方が多いため、死亡保険金額は600万円となる。

② 預貯金・株式・投資信託等は、[資料1：保有資産] より集計する。

4,270万円＋230万円＋600万円＝5,100万円

③ 返済すべき負債は、[資料2：負債残高] より、自動車ローンの220万円と分かる。

※住宅ローンは、団体信用生命保険付きのため返済不要である。→ 合算しない。

・残額＝4,400万円＋5,100万円－220万円＝9,280万円

問38 正解 75,000 (円)

特定口座内においては、上場株式の配当所得と譲渡損失とが損益通算できる。

<資料>より、配当600,000円、譲渡損失▲500,000円と分かる。

損益通算後の額＝600,000円－500,000＝100,000円

この所得にかかる所得税額は、100,000円×15%＝15,000円

配当から源泉徴収されている所得税額が90,000円（表⑨）のため、

90,000円－15,000円＝75,000円が還付税額となる（表⑲（ア））

（参考）

住民税の還付税額も同様に計算する。

損益通算後の所得にかかる住民税額は、100,000円×5%＝5,000円（表⑱）

配当から源泉徴収されている住民税額が30,000円（表⑨）のため、

30,000円－5,000円＝25,000円が還付税額となる。（表⑲）

<資料>

（単位：円）

① 譲渡の対価の額 （収入金額）	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額） （①－②）
3,000,000	3,500,000	▲500,000

特定 上場 株式 等の 配当 等	種類	配当等の額	源泉徴収税額 （所得税）	配当割額 （住民税）	特別分配金の額
	④ 株式、出資又は基金	400,000	60,000	20,000	
	⑤ 特定株式投資信託				
	⑥ 投資信託又は 特定受益証券発行信託 （⑤、⑦及び⑧以外）				
	⑦ オープン型証券投資信託	200,000	30,000	10,000	100,000
	⑧ 国外株式又は 国外投資信託等				
	⑨ 合計（④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧）	600,000	90,000	30,000	100,000
上記 以外 のもの	⑩ 公社債				
	⑪ 社債的受益証券				
	⑫ 投資信託又は 特定受益証券発行信託 （⑬及び⑭以外）				
	⑬ オープン型証券投資信託				
	⑭ 国外公社債等又は 国外投資信託等				
	⑮ 合計（⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭）				
	⑯ 譲渡損失の金額	▲500,000			
	⑰ 差引金額（⑨＋⑮－⑯）	100,000			
	⑱ 納付税額		15,000	5,000	
	⑲ 還付税額（⑨＋⑮－⑱）		(ア 75,000)	25,000	

問39 正解 4

	65歳未満	65歳以上
被保険者	一般被保険者	(ア 高年齢) 被保険者
求職者給付	基本手当	(イ 高年齢求職者) 給付金
給付制限期間	あり	(ウ あり)
失業の認定	4週間ごとに1回	(エ 1回限り)

問40 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) ○

- (ア) × 小規模企業共済に加入していても、同時に i D e C o (個人型確定拠出年金) に加入することは出来る。
- (イ) ○ 国民年金基金には、65歳未満の任意加入者や海外在住の任意加入者も加入できる。
- (ウ) ○ 国民年金の付加年金と国民年金基金は同時加入できない。